17252	スカウトフロアブル	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号　バイエルクロップサイエンス株式会社　代表取締役　ギャビンマーチャント
17253	日曹スカウトフロアブル	東京都千代田区大手町二丁目2番1号　日本曹達株式会社　取締役社長　杵渕裕
17254	三共スカウトフロアブル	東京都港区東新橋一丁目5番2号　三井化学アグロ株式会社　代表取締役社長　金井健彦
17261	ＳＤＳザークＤ粒剤１７	東京都中央区東日本橋一丁目1番5号　株式会社エス・ディー・エス　バイオテック　代表取締役社長　白井孝
17262	ザークＤ粒剤１７	東京都千代田区永田町二丁目11番1号　デュポン株式会社　代表取締役社長　天羽稔
18933	［ＤＩＣ］アワードフロアブル	東京都千代田区大手町二丁目2番1号　日本曹達株式会社　取締役社長　杵渕裕
21258	ダントツフロアブル	東京都中央区新川二丁目27番1号　住友化学株式会社　社長　廣瀬博
21259	スタークル液剤１０	東京都港区東新橋一丁目5番2号　三井化学アグロ株式会社　代表取締役社長　金井健彦
21260	スタークルメイト液剤１０	〃

2．農薬の種類

登録番号及び農薬の名称ごとの農薬の種類は、次のとおりである。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○東北地方整備局告示第二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日　東北地方整備局長　青山　俊行

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
にかほ市象潟町字上狐森一二番から同市平沢字前田一三三番まで	前	一一・〇五～一五五・四〇	一四・五〇六（キロメートル）
	後	ＢＡ　一一・〇五～一五五・四〇　一四・五〇六　一一・四一～三九八・八五　六・八五五	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、東北地方整備局、同局岩手河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日　東北地方整備局長　青山　俊行

一　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道　四十六号　岩手県岩手郡雫石町上野第十一地割地先から同町橋場地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ　執行役員東北支社長　鈴木　哲哉

住　所　宮城県仙台市青葉区上杉一丁目一番二号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

道路管理者が道路管理の用に供するため設置している道路附属物である光ファイバケーブルのうち、本協定に基づき他の工作物管理者と道路管理者の兼用工作物となる芯線に断線、不通などがなく、正常な通信状態にあることの確認

四　管理の期間　平成二十二年二月二十四日から本協定の存続する日まで

○関東地方整備局告示第五十三号

那珂川水系に係る指定区間外の一級河川那珂川について、昭和四十五年四月二十二日付けで告示された建設省告示第六百九十七号及び昭和五十一年三月二十六日付けで告示された建設省告示第四百八十九号を次のように改める。

平成二十二年三月十二日　関東地方整備局長　菊川　滋

関係図面のうち、第四号図から第六号図を次のように改める。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和三十八年七月五日付け茨城県告示第七百六十七号に係る土地の区域のうち、次の図面の黄色で着色された部分に該当する土地の区域は廃止する。

（図面省略）

○関東地方整備局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
上田市上塩尻字横堰一七〇番三から千曲市大字粟佐字子新田三二二一番一まで	前	ＣＢＡ　九・〇〇～一〇三・〇〇　二三・五〇～二二六・〇〇　二八・〇〇～一三四・四〇	一八・二三五（キロメートル）　四・八七三　二・八一七
	後	ＣＢＡ　九・〇〇～一〇三・〇〇　二三・五〇～二二六・〇〇　二八・〇〇～一三四・四〇	上記Ａ・Ｂ及びＣは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。　一八・二三五　四・八七三　二・八一七

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間
十八号	上田市小泉字前沢二七六二番二から長野県埴科郡坂城町大字南条字外川原七七一七番二八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月十四日